

条件付契約基準価格制度の補足説明について

平成 21 年 6 月 1 日入札公告分から開始しました、「条件付契約基準価格制度」につきまして再度補足説明をいたします。下記の説明をご確認いただき入札してください。

お知らせ—条件付契約基準価格の導入について(平成 21 年 5 月 12 日掲載) も合わせてご確認ください。

1 条件付契約基準価格とは

予定価格の 80%の額の千円未満を切捨てた価格をいいます。

[例：予定価格が 1,818,000 円の工事]

80%の額 (1,818,000 × 0.8) は「1,454,400 円」

その額の千円未満を切捨てると「1,454,000 円」となります。

= **[予定価格 1,818,000 円の条件付契約基準価格は 1,454,000 円]**

条件付契約基準価格未満の額で入札する場合、「担当技術者」の配置が必要です。

[上記の工事の入札例]

1,453,000 円 (条件付契約基準価格未満の額) で入札する場合
担当技術者の配置が**必要です**。

1,454,000 円 (条件付契約基準価格と同額) で入札する場合
条件付契約基準価格以上の入札なので、担当技術者の配置は**必要ありません**。

2 担当技術者とは

工事現場に専任の技術者です。

専任ですので、他の工事とは兼務できません。

専任ですので、営業所専任技術者を配置できません。

ここでいう「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設現場に係る職務にのみ従事していることを意味します。

同一工事の主任技術者・現場代理人になれません。

税込予定価格 2,500 万円未満の工事で、条件付契約基準価格未満で入札する場合、

少なくとも2名の技術者が必要です。

税込予定価格2,500万円以上の工事で、条件付契約基準価格未満で入札する場合、主任（監理）技術者・現場代理人・担当技術者は全て別の人を配置する必要があります（必ず3名の技術者が必要です）。

主任技術者になり得る資格を持っている必要があります。

主任技術者になり得る資格・・・当該業種の国家資格保有者
当該業種で10年以上の実務経験者 等

“主任技術者になり得る資格”については、業種・金額により異なりますので、「建設工事の配置技術者の取扱いについて」で確認してください。

直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係がある者です。

伊勢市内に所在地を置く建設業者の場合は、伊勢市の技術職員等名簿に登載されている者としてします。

伊勢市外の建設業者の場合は、開札後、落札候補者に雇用関係を証明できる書類を提出していただきます。

3 その他

工期途中での担当技術者の変更は原則認めません。

主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者が適正に配置されていないと判断された場合には、書面により注意します。その後においても改善がなされない場合は、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づいた措置を講じることとします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

伊勢市役所 管財契約課 契約係

電話 0596-21-5525

F A X 0596-21-5700

条件付契約基準価格未満で入札する場合の記載例

第2号様式(第5条関係)

配置予定技術者届(建設工事関係)

商号又は名称	株式会社 伊勢建設
--------	-----------

契約番号	421300001
工事名	平成21年度●△第1号 ……道路改良工事

上記工事の入札に関して、契約時における技術者を次の順位のとおりに定めます。

順位	現場代理人	主任(監理)技術者	担当技術者(注7)
第1候補	二見 一郎	二見 一郎	御菌 太郎
第2候補	小俣花子	小俣花子	
第3候補	御菌 太郎	御菌 太郎	
第4候補			
第5候補			
第6候補			
第7候補			
第8候補			
第9候補			
第10候補			

担当技術者との兼務は不可

条件付契約基準価格未満で入札する場合、必ず記載してください。記載が無いと落札者になれませんのでご注意ください。

他の工事に配置されている方、営業所選任技術者は配置不可です。

この工事の現場代理人・主任(監理)技術者になれません。

・税込予定価格2500万円未満の工事
現場代理人と主任(監理)技術者の兼務は可です。

・税込予定価格2500万円以上の工事
現場代理人と主任(監理)技術者の兼務は不可です。

<落札候

1 落札

2 上記

3 落札

<注意

1 他

2 市

3 配

4 技

5 主

6 主

7 条

8 配

税込予定価格2,500万円未満の工事の場合で

条件付契約基準価格未満で入札して落札候補者となったときの技術者の配置パターン

	現場代理人	主任技術者	担当技術者
①	二見 一郎	二見 一郎	御菌 太郎
②	小俣花子	小俣花子	御菌 太郎
③	二見 一郎	小俣花子	御菌 太郎
④	小俣花子	二見 一郎	御菌 太郎

の4パターンです。

税込予定価格2,500万円以上の工事の場合で

条件付契約基準価格未満で入札して落札候補者となったときの技術者の配置パターン

	現場代理人	主任技術者	担当技術者
①	二見 一郎	小俣花子	御菌 太郎
②	小俣花子	二見 一郎	御菌 太郎

の2パターンです。

い。

5円

的な

ただ

場合

未

い。な

建設工事の配置技術者の取り扱いについて

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者については、下記のとおり取り扱います。

- 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。**
 ただし、市内・準市内発注工事の配置予定技術者は、伊勢市の技術職員等名簿に登録されている者に限ります。
- 技術者の資格は、対応する業種の建設業法に基づく資格を有する者か、実務経験者(主任技術者は10年以上、現場代理人は5年以上)としてください。**
 入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 他の工事に配置されている技術者は、専任が必要な工事(請負金額が2,500万円、建築一式工事の場合5,000万円以上の工事)の配置予定技術者になれません。また、現場代理人になれません。**
 ただし、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。
- 当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表に示す予定価格に該当する主任技術者又は監理技術者を選任しなければなりません(三重県公共工事共通仕様書)。**

予定価格(税込)	主任技術者又は監理技術者の資格
8,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という)のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ．技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者 ハ．建設業法第15条2号ハの規定により「土交通条2が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、認可業種により指定を受ける。

予定価格(税込)	主任技術者又は監理技術者の資格	
	主任技術者	監理技術者
2,500万円以上 8,000万円未満	次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術者検定のうち検定種目を1級又は2級の建設機械施工又は1級又は2級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ．上欄ロ、ハに掲げる者	次のイ又はロに掲げる者 イ．建設業法(昭和24年法律第100号)による技術者検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ．上欄ロ、ハに掲げる者

- 5 **現場代理人は工事現場に常駐し、その運営取締りを行う者としてします。**
常駐とは、当該工事のみを担当していること、さらに、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味します。
- 6 **営業所の専任技術者でないこと。**
ただし、市内・準市内発注工事で契約金額 2,500 万円(建築一式工事は 5,000 万円)未満の工事等、専任を要しない工事に主任技術者として配置しようとする場合は認めます。
- 7 **主任技術者として、3 件まで兼務可能です。ただし、請負金額の合計が 3,000 万円(建築一式工事のみの場合にあっては 6,000 万円)を超える場合には 2 件までとします(専任が必要な工事を除く)。**
- 8 **主任技術者(監理技術者)と現場代理人は兼務可能です。**
入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 9 **入札書提出時に配置予定技術者として届け出た現場代理人、主任技術者及び監理技術者以外の者を契約時に配置することはできません。**
- 10 **配置予定技術者は、複数名届け出ることができます。**
配置予定希望順位を決めていただきます。落札候補となった場合、第 1 候補から順に他の工事との重複等の確認を行い、配置可能と確認できた場合に落札決定となります。
配置予定技術者届に記載した技術者であれば、第 1 候補以外の者を配置することもできます。
- 11 **工期途中で配置技術者の変更は原則として認めません。**
ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合、また、橋梁・ポンプ・ゲートの工場製作を含む工事である場合等により変更しようとする場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めます。